

# 消費税転嫁対策 セミナーのご案内

受講料無料

平成 26 年 4 月より消費税率が 8%に引き上げられ、今後平成 29 年 4 月 1 日より 10%へ引き上げの動きとなっています。こうした消費税増税の動向について、最新の情報をお届けするためセミナーを開催し取引をする上での注意点について解説いたします。

是非この機会にご受講いただき、増税の対応策を講じていただければと存じます。

テーマ

消費税転嫁対策特別措置法と  
企業が注意すべき点

日 時 平成27年1月23日(金)  
13:30 ~ 15:00  
場 所 下関商工会館 3階 研修室  
(下関市南部町 21-19)  
講 師 経済産業省中国経済産業局  
消費税転嫁対策室 専門調査員



お問い合わせ先

下関商工会議所 中小企業相談所 (担当:野崎、中尾)

TEL 083-222-3333 FAX 083-222-4094

消費税転嫁対策セミナー 申込票

FAX 083-222-4094 (担当:野崎・中尾 行)

(1月23日:消費税転嫁対策特別措置法と企業が注意すべき点)

事業所名			
所在地			
TEL	業種	製造業・建築業・卸売業・小売業	
FAX		飲食業・サービス業・その他 ( )	
受講者 氏名			

※個人情報の取り扱いについて

ご提供いただきました個人情報は、当セミナーの参加確認・別セミナーの開催案内に利用いたします。